

要望管理番号	要望事項番号	要望主体	要望事項(事項名)	具体的事業の実施内容	要項理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5023	5023002	民間企業	航空運送業務に関する平水空域の活用及び海空の連携に関する取組	現在のインターネット技術の進歩は著しく、インターネットを利用した運送引は様々な右肩上がりで伸びている。このような状況下で、人や物の移動時間や輸送コストは低下し、航空運送の競争力も向上している。また、航空運送は、輸送コストが低く、かつ、輸送速度が速く、かつ、輸送の信頼性が高い。このような状況下で、航空運送の活用は、物流効率の向上に大きく貢献している。また、航空運送の活用は、環境負荷の低減にも貢献している。したがって、航空運送の活用を促進し、物流効率の向上を図ることが、我が国の経済成長に大きく貢献するものと考えられる。	水上飛行機に関して航空法では、着水した時点で離陸して水上飛行機として運用することを原則としている。また、水上飛行機は、航空機の構造や操縦方法が、陸上飛行機と異なり、水上飛行機特有の構造や操縦方法を有している。したがって、水上飛行機の運用には、航空法のほか、水上飛行機に関する法令や規制が存在する。また、水上飛行機の運用には、航行安全の確保や環境負荷の低減などの観点から、様々な規制が存在する。したがって、水上飛行機の運用を促進するためには、これらの規制を緩和し、水上飛行機の運用を容易にする必要がある。また、水上飛行機の運用には、航行安全の確保や環境負荷の低減などの観点から、様々な規制が存在する。したがって、水上飛行機の運用を促進するためには、これらの規制を緩和し、水上飛行機の運用を容易にする必要がある。	国土交通省、経済産業省、農林水産省、国土交通省		
5037	5037001	個人	農林産物の規格化	農林産物の規格化は、消費者の利便性を向上させ、生産者の利益を確保し、農林産物の品質を向上させることにつながる。また、規格化は、農林産物の流通を促進し、農林産物の価格を安定させることにも貢献する。したがって、農林産物の規格化を促進し、農林産物の流通を促進することが、我が国の経済成長に大きく貢献するものと考えられる。	農林産物の規格化は、消費者の利便性を向上させ、生産者の利益を確保し、農林産物の品質を向上させることにつながる。また、規格化は、農林産物の流通を促進し、農林産物の価格を安定させることにも貢献する。したがって、農林産物の規格化を促進し、農林産物の流通を促進することが、我が国の経済成長に大きく貢献するものと考えられる。	JAS法、生鮮食品品質表示別表(第2表)第3条関係	厚生労働省	
5057	5057139	(社)日本経済団体連合会	地方公共団体向け金融機関の活用	地方公共団体向け金融機関の活用は、地方公共団体の財政状況を改善し、地方公共団体の経済活動を活性化させることにつながる。また、地方公共団体向け金融機関の活用は、地方公共団体の信用力を向上させ、地方公共団体の経済活動を活性化させることにも貢献する。したがって、地方公共団体向け金融機関の活用を促進し、地方公共団体の経済活動を活性化させることが、我が国の経済成長に大きく貢献するものと考えられる。	地方公共団体向け金融機関の活用は、地方公共団体の財政状況を改善し、地方公共団体の経済活動を活性化させることにつながる。また、地方公共団体向け金融機関の活用は、地方公共団体の信用力を向上させ、地方公共団体の経済活動を活性化させることにも貢献する。したがって、地方公共団体向け金融機関の活用を促進し、地方公共団体の経済活動を活性化させることが、我が国の経済成長に大きく貢献するものと考えられる。	地方公共団体向け金融機関の活用に関する法令	国土交通省、経済産業省、農林水産省、国土交通省	地方公共団体

要望管理番号	要望事項番号	要望主体	要望番号	変更種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	制度的事業の実施内容	要理理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057201	農林水産省 z14004	201	A	外国産小麦の政府売り渡し価格の引下げ		小麦には60~70%の関税が課せられているのと同等であるに等しい。小麦加工品(小麦粉調製品・スナック・ビスケット等)が平均的である。わが国の小麦加工品の市場において関税が課せられている。外国産小麦の加工品の引下げにより、原料小麦と小麦加工品の輸入価格の差を縮小させることが必要である。	主要食糧の供給及び価格の安定に関する法律第43条、食料政策基本法第13条	農林水産省 食料政策司 穀物課	わが国の小麦消費量の約9割は外国産小麦が占めている。この輸入は実質的に国(農林水産省)が一元的に行っている。関税を引下げると、小麦には80~70%の関税が課せられる。関税を引下げると、小麦には80~70%の関税が課せられる。関税を引下げると、小麦には80~70%の関税が課せられる。
5057	5057202	農林水産省 z14005	202	A	糖価調整制度の見直し		現行の糖価調整制度については、最低生産者価格を廃止し、甘味資源作物生産者及び国内産製造業者に対して交付金を交付する仕組みに転換し、市場の需給を反映した甘味資源作物の取引価格が形成される体制への移行を内容とする「砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農産物営業調整機構法の一部を改正する等の法律」(平成18年法律第99号)が第164回国会で成立したところである。 19年度以降は、新たな制度の下で、甘味資源作物生産者及び国内産製造業者が一層のコスト削減を進めることにより、国民負担を軽減していくこととしている。	砂糖の価格調整に関する法律	農林水産省	政府は砂糖の輸入業者から調整料を徴収し、糖価調整機構が国民負担を軽減している。
5057	5057203	農林水産省 z14006	203	A	輸入麦芽の二次関税撤廃		①ビール大麦は、水稲と麦との二毛作の麦類など農地の高度利用や生産性の高い水田農業を確立する上で重要な作物となっている。このため、ビール大麦の安定した国内生産を確保しつつ、ビール原料用麦芽の供給を確保する観点から、輸入麦芽の関税相当制度では、各年度の麦芽の国内需要と数量から国内生産員と数量を控除した数量を基準として、税率を無税とした関税相当制度を適用し、麦芽からの申請を受け付けていることである。②この制度の99%がこの関税相当制度に適用されている。③このため、ビール大麦の国内生産の重要性や麦芽の関税相当制度の現行に維持されること、引き継ぎ、関税相当制度の現行に維持すること、輸入麦芽の二次税率(21.3円/ク/ク)を撤廃することは本制度の運営にも支障を来たすため困難である。	関税定率法(第9条の2、関税相当制度の別表第11類、麦芽、関税相当税率法、関税相当税率法の別表第9条の2、規定を準用)	農林水産省	ビール原料である麦芽については、関税相当制度が適用されている。国内需要と数量から数量を控除した数量を基準として、税率を無税とした関税相当制度を適用し、麦芽からの申請を受け付けていることである。③このため、ビール大麦の国内生産の重要性や麦芽の関税相当制度の現行に維持されること、引き継ぎ、関税相当制度の現行に維持すること、輸入麦芽の二次税率(21.3円/ク/ク)を撤廃することは本制度の運営にも支障を来たすため困難である。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	変革種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057204	1		z14007	農林水産省	肥料取締法	<ul style="list-style-type: none"> 畜産加工物残渣を原料とした肥料、有機質肥料を混合又は配合しても普通肥料として、現行制度においても普通肥料として、生産、販売が可能。 糞尿等については、肥料取締法に基づく特別肥料として、肥料取締法に基づく特別肥料のうち同一畑に当ても、有機質肥料のうち同一畑に当ても、普通肥料として、生産、販売が可能。 都道府県知事への届出のみで、生産、販売することが可能。 豚糞等々の有機質肥料として、畜産規格外で定められているものや、糞尿等々の特別肥料を普通肥料に混合、配合することは、現行制度においても可能。 特別肥料については、畜産成分規制は行っていない。 	d	-	<p>①(1)畜産加工物残渣を普通肥料の原料として使用できるようにするべきであるとの要望について、畜産加工物残渣を原料とした肥料については、普通肥料のうち有機質肥料として既に公差規格が設定されており、畜糞を原料とした上で、その生産、販売が可能となります。また、この有機質肥料を原料とした肥料についても、普通肥料のうち有機質肥料として既に公差規格が設定されており、畜糞を原料とした上で、その生産、販売が可能となります。</p> <p>①(2)劣質肥料の普通肥料を認めざるべきであるとの要望について、特別肥料は、肥料取締法に基づく特別肥料のうち同一畑に当ても、有機質肥料として既に公差規格が設定されており、畜糞を原料とした上で、その生産、販売が可能となります。また、この有機質肥料を原料とした肥料についても、普通肥料のうち有機質肥料として既に公差規格が設定されており、畜糞を原料とした上で、その生産、販売が可能となります。</p> <p>①(3)普通肥料の有機質肥料のうち同一畑に当ても、普通肥料として、生産、販売が可能となるもの、特別肥料として、生産、販売が可能となるもの、畜産規格外で定められているものや、糞尿等々の特別肥料を普通肥料に混合、配合することは、現行制度においても可能。</p> <p>② 特別肥料の含有成分規制を前後20%程度とすべきであるとの要望については、含有成分の規制は行っていない。また、畜産成分の含有成分の表示については、畜産等における公正な競争の目的となるよう、含有成分の表示が義務付けられており、含有成分の表示に当たっては、表示の誤差の許容範囲が定められています。含有成分を規制するものではありません。</p>	(社)日本経済団体連合会	204	A	肥料取締法における畜産加工物残渣等の使用範囲の拡大【新規】	<p>①畜産加工物残渣を普通肥料の原料として使用できるようにすべきである。劣質肥料の普通肥料を認めざるべきである。</p> <p>②特別肥料の含有成分規制を前後20%程度とすべきである。</p>	<p>① 特別肥料に限定することなく、普通肥料まで使用範囲を拡大することで、国内の畜産事業、畜産事業から発生する畜産物の資源利用度が高まり、資源循環型社会の促進につながる。</p> <p>② 現行の前後10%及び3%の成分管理は、原料組成から勘案しても水分等も影響し非常に困難である。</p> <p>③ 有機質肥料の利用促進につながる。</p>	肥料取締法	農林水産省	<p>①畜産加工物残渣(死鳥・食品残渣・糞骨・卵殻等)は普通肥料の原料として使用できない。肥料取締法に基づく特別肥料として、生産、販売が可能。特別肥料のうち同一畑に当ても、有機質肥料のうち同一畑に当ても、普通肥料として、生産、販売が可能。</p> <p>②特別肥料に限定することなく、普通肥料まで使用範囲を拡大することで、国内の畜産事業、畜産事業から発生する畜産物の資源利用度が高まり、資源循環型社会の促進につながる。</p> <p>③ 現行の前後10%、3%以下の場合は、原料組成から勘案しても水分等も影響し非常に困難である。</p> <p>④ 有機質肥料の利用促進につながる。</p>		
5057	5057204	2		z14008	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 農林物資の規格化及び品質向上の促進に関する法律 肥料取締法 畜産規格外の飼料 日本農林規格(別表1関係) 	<p>当該構又はその周辺に生鳥又は生育する生物の機能を活用した方法のみによる土壌の維持増進を図ることができない場合には、別表1の肥料及び土壌改良資材(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない)に限り、(1)に限り使用することができる。</p>	d	-	<p>家畜糞を炭化した資材は、有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号)別表1に掲げる「糞尿、死鳥又は構成した排せつ物由来の資材」に該当するため、肥料及び土壌改良資材として使用することができる。</p>	(社)日本経済団体連合会	204	A	肥料取締法における畜産加工物残渣等の使用範囲の拡大【新規】	<p>①畜産加工物残渣を普通肥料の原料として使用できるようにすべきである。劣質肥料の普通肥料を認めざるべきである。</p> <p>②特別肥料の含有成分規制を前後20%程度とすべきである。</p>	<p>① 特別肥料に限定することなく、普通肥料まで使用範囲を拡大することで、国内の畜産事業、畜産事業から発生する畜産物の資源利用度が高まり、資源循環型社会の促進につながる。</p> <p>② 現行の前後10%及び3%の成分管理は、原料組成から勘案しても水分等も影響し非常に困難である。</p> <p>③ 有機質肥料の利用促進につながる。</p>	肥料取締法	農林水産省	<p>①畜産加工物残渣(死鳥・食品残渣・糞骨・卵殻等)は普通肥料の原料として使用できない。肥料取締法に基づく特別肥料として、生産、販売が可能。特別肥料のうち同一畑に当ても、有機質肥料のうち同一畑に当ても、普通肥料として、生産、販売が可能。</p> <p>②特別肥料に限定することなく、普通肥料まで使用範囲を拡大することで、国内の畜産事業、畜産事業から発生する畜産物の資源利用度が高まり、資源循環型社会の促進につながる。</p> <p>③ 現行の前後10%、3%以下の場合は、原料組成から勘案しても水分等も影響し非常に困難である。</p> <p>④ 有機質肥料の利用促進につながる。</p>		
5066	5066004			z14009	全庁		<p>平成13年12月から畜産構造相保護確保制度を利用する場合における糞尿の処理を要しない。平成18年度以降の物品及び資材の契約については、糞尿の処理を要しない。糞尿の処理を要しない。</p>	d	-	<p>各府県及び地方自治体において、統一かつ緊急に措置可能なよう、糞尿の処理を要しない。糞尿の処理を要しない。</p>	各府県及び地方自治体	4	A	畜産加工物残渣の処理に関する規制の緩和	<p>各府県及び地方自治体において、統一かつ緊急に措置可能なよう、糞尿の処理を要しない。糞尿の処理を要しない。</p>		<p>各府県及び地方自治体において、統一かつ緊急に措置可能なよう、糞尿の処理を要しない。糞尿の処理を要しない。</p>		<p>各府県及び地方自治体において、統一かつ緊急に措置可能なよう、糞尿の処理を要しない。糞尿の処理を要しない。</p>	全庁、地方自治体	<p>畜産加工物残渣(死鳥・食品残渣・糞骨・卵殻等)は普通肥料の原料として使用できない。肥料取締法に基づく特別肥料として、生産、販売が可能。特別肥料のうち同一畑に当ても、有機質肥料のうち同一畑に当ても、普通肥料として、生産、販売が可能。</p> <p>②特別肥料に限定することなく、普通肥料まで使用範囲を拡大することで、国内の畜産事業、畜産事業から発生する畜産物の資源利用度が高まり、資源循環型社会の促進につながる。</p> <p>③ 現行の前後10%、3%以下の場合は、原料組成から勘案しても水分等も影響し非常に困難である。</p> <p>④ 有機質肥料の利用促進につながる。</p>

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項番号	要望主体	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要聖理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5083	5083004	特定非営利活動法人(子どもにも無償譲渡環境)推進協議会	4 A 政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会、地域保健審議会、政策推進審議会)や中央社会政策推進協議会などは公開(傍聴可能)で、事前にホームページで公開されている。しかし、例えば財務省の財務制度等審議会などは、この事業等資料系、税制調査系などは、財務省のホームページの選別予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政府省庁の審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民の情報権を遂行するために知るべきことにより、平等の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1〜2週間後)そのホームページで公開され、1〜数か月後には議事録が公開されているようにあるが、大臣が審議資料を知るには余りに遅い。また、ダイアログがあり過ぎる。マスメディアにのみ公開したり、表座、審議会長が記者発表や発言をする場面、議事録をホームページに掲載する動きが早くなっていない。政策決定や変更にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全庁	
5088	5088001	個人	1 A *特例が農地等の無償譲渡を行なつた場合の税免除	農地等については、農業を引き継ぐ権利相続人が譲与を欲し、譲与者が死んだままに20年経過のいすれか期間まで経過した譲与税は免除されることとなっているが、譲与税を納付しないままに経過した場合、譲与税と譲与税を併せて農地等の無償譲渡(ただし全権利提供は除く)した場合は、相続税及び利子税の免除を拒否する。	当該提案は、「農地の相続税構造の促進を求めるもの」に該当する。今回の提案案に照し、ホームページ上の所沢ささるるとおり、後引対象とはならない提案である。		租税特別措置法第70条の4第1項 租税特別措置法第70条の6第1項 租税特別措置法第70条の7	農林水産省	
							租税特別措置法第70条の4第1項 租税特別措置法第70条の6第1項 租税特別措置法第70条の7第1項〜第4項	財務省 農林水産省	